金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ジョーホー・リサーチ・ジャパン・インク
２．住所　東京都千代田区丸の内１－３－１　東京銀行協会ビル
３．代表者の氏名　日本における代表者　泉田　牧子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第794号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年10月28日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年４月28日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ワールド・ティー・アイ投資顧問株式会社
２．住所　東京都新宿区市谷砂土原町３－４－１（旧住所：千葉県松戸市六高台３―11―５）
３．代表者の氏名　代表取締役　小髙　正春
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1163号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年10月28日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年４月28日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社サンケイビル投資顧問
２．住所　東京都千代田区大手町１－７－２　東京サンケイビル16階
３．代表者の氏名　代表取締役　高田　　実
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1965号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年10月28日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年４月28日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　きずなキャピタルパートナーズ株式会社
２．住所　東京都千代田区丸の内３－４－１　新国際ビル６階
３．代表者の氏名　代表取締役　平尾　泰文
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2561号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年10月28日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年４月28日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社フルフェイス・インベストメント
２．住所　東京都港区三田２―14―４　三田慶応ビジデンス６階
３．代表者の氏名　代表取締役　坂本　貞夫
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2622号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年10月28日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年４月28日

関東財務局長　坂本　正喜

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第１項及び同法第25条の３の規定に基づき、平成26年４月16日から１年の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成26年４月28日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

社会保険労務士　岡本　圭司（通称名山本圭司）
生年月日　昭和12年７月４日
住所　大阪府吹田市垂水町２丁目38番23号
社会保険労務士登録番号　第27090108号
事務所の名称　山本事務所
事務所の所在地　大阪府吹田市垂水町２丁目38番23号
懲戒処分の対象となった行為　「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行った」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第１９６号

札幌市中央区北３条西６丁目
申立人　北海道
本籍北海道札幌市東区本町２条３丁目３番、最後の住所北海道白糠郡白糠町岬２丁目２番地32地先、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日平成23年４月26日、出生の場所北海道茅部郡砂原町、出生年月日昭和３年11月16日、職業不明
被相続人　亡　平舘　信一
事務所釧路市南大通２―２―16　壁屋ビル２階釧路ぬさまい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤川　拓也
釧路家庭裁判所

平成２６年（家）第９０１２号

仙台市青葉区本町２丁目16番12号
申立人　宮城県信用保証協会
本籍秋田県秋田市山王中園町９番、最後の住所秋田市川尻若葉町３番９号、死亡の場所宮城県仙台市太白区、死亡年月日平成20年７月11日、出生の場所福島県郡山市、出生年月日昭和24年７月11日、職業不詳
被相続人　亡　佐藤　俊夫
事務所秋田市中通２―２―32　山二ビル10階仲小路法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高橋　佑輔
秋田家庭裁判所

平成２６年（家）第７０２２号

福島市上野寺字赤沢前４番地の12
申立人　菅野　輝行
本籍福島市早稲町25番地１、最後の住所福島市太田町23番49号、死亡の場所福島市、死亡年月日平成25年12月15日頃、出生の場所千葉県君津郡木更津町、出生年月日昭和14年２月22日、職業無職
被相続人　亡　佐藤　和男
事務所福島市北五老内町１番３号福島法曹ビル301号澤井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　澤井　　功
福島家庭裁判所